

令和元年十一月二十二日提出
質問第九三三号

消防法の遵守に関する質問主意書

提出者 関健一郎

消防法の遵守に関する質問主意書

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）は、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする」法律であり（同法第一条）、その目的を達成するため様々な規制や義務が規定されているとともに、法の規定に違反すれば、その重大性に鑑み、罰則を課せられることとされている。

以上のような法の趣旨を踏まえ、以下質問する。

- 一 消防法はいかなる場合にも遵守されなければならないか。
- 二 政府が主催する行事や会合などにおいて、消防法を遵守する必要はあるか。
- 三 国会議員または国会議員の後援会、政治団体等が主催する行事や会合などにおいて、消防法を遵守する必要はあるか。

四 政府または国会議員（国会議員の後援会、政治団体等も含む）が主催する行事や会合などにおいて、消防法違反とされた事例について、政府は把握しているか。

把握しているのであれば、直近十年間について、各年の件数と罰則内容、違反内容を明らかにされた
い。

把握していないのであれば、今後、調査する予定はあるか。ないのであれば、その理由を明らかにされ
たい。

右質問する。